

J A F 中部地域クラブ協議会 会 則

第1条 名 称

本会は、J A F 中部地域クラブ協議会と称する。

略称として J M R C 中部 (JAF Motor sports Clubs Regional Conference) を使用する。

第2条 事務所

本会の事務所は運営委員長が指定する。

第3条 目 的

本会は、本会を構成するクラブ・団体によるモータースポーツ活動の振興と安全の高揚およびクラブ・団体の質的向上を図り、クラブ活動の円滑化の促進を行うと共に J A F との連絡調整を行うこと目的とする。

第4条 活 動

本会は、第3条の目的達成をするために次の活動を行う。

1. 競技振興に関する事

- 1) 振興に必要な事業活動の企画、協議を行う。
- 2) 各種規則・規定の運用を指導し、その遵守を徹底する。
- 3) 各種規則・規定の運用に当たり、統一見解を設ける必要が生じた場合、その協議を行い必要事項について J A F との連絡調整を行う。

2. 安全に関する事項

競技の安全に関する研究、協議、研修、指導要項の作成および実施の徹底

3. 加盟するクラブ・団体間の情報交換ならびに連絡調整

- 1) 本会に加盟するクラブ・団体へのモータースポーツに関する情報の提供および本会に加盟するクラブ・団体相互の情報交換

4. その他

- 1) 全国他地域の J M R C との交流および情報交換
- 2) 共済会の運営管理および全国共同共済の参加
- 3) 他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条 構 成

本会は、中部地域内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に所在する会員をもって構成する。

1. 本会は、次の会員をもって構成する。

- 1) 正会員
- 2) 賛助会員

2. 会員の資格

- 1) 正会員は J A F 登録クラブ・団体および J M R C 中部承認クラブ・団体とする。
J M R C 中部承認クラブ・団体は、モータースポーツ活動を目的とする5名以上、10名以下で構成されるクラブ・団体で、J A F 登録クラブ・団体への変更の意思を有し、J A F の競技許可証所持者が1名以上在籍していること。
- 2) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体の正会員の推薦により運営委員会において承認された者とする。

第6条 組 織

本会は、次の機構をもって組織される。

1. クラブ・団体代表者会議
2. 運営委員会
3. 理事会
4. 専門部会
5. 専門委員会
6. 事務局

第7条 クラブ・団体代表者会議

1. 本会は、本会に加盟するクラブ・団体代表者会議（以下、代表者会議という）を年1回1月に開催する。
2. 代表者会議は次の事項を審議決定する。
 - 1) 会則ならびに本会の諸規定の制定、変更、廃止
 - 2) 活動計画および収支予算の承認
 - 3) 活動報告および決算報告の承認
 - 4) 当該年度の運営委員の承認
 - 5) 会費負担基準の決定および変更
3. 代表者会議は、構成クラブ・団体代表者の3分の2以上の出席により成立する。但し、委任状をもって出席と認める。
4. 代表者会議の議決権は正会員のクラブ・団体を1個とし、その議決権は出席過半数をもって決定する。但し、賛助会員は、議決権を有しない。
5. 運営委員長は、必要と認めた場合、運営委員会の承認を得て臨時クラブ・団体代表者会議を召集できるものとする。

第8条 運営委員会

運営委員会は、運営規定により選出された以下の運営委員で組織構成される。

1. 運営委員長 1名
2. 副運営委員長 2名
3. 専門部会長 4名
4. 委員会委員長 4名
5. 事務局長 1名
6. 運営委員長が指名したJAFモータースポーツ専門部会員 若干名
7. 前年度運営委員の推薦で委員長が認めた者 若干名

第9条 理事会

理事会は、運営規定第7条により選出された15名以内の理事で組織構成される。

第10条 専門部会

1. 本会は次の専門部会を置く。
 - 1) レース専門部会
 - 2) ジムカーナ専門部会
 - 3) ラリー専門部会
 - 4) ダートトライアル専門部会
 - 5) 競技会審査委員グループ
 - ①スピード行事審査委員グループ
 - ②ラリー審査委員グループ

2. 各部会の定員は、部会長を含み15名以下の委員で構成される。

第11条 専門委員会

1. 本会は、次の委員会を置く。
 - 1) 総務広報委員会
 - 2) 事業企画委員会
 - 3) 支部連絡委員会
 - 4) 共済会管理委員会
2. 各委員長は上記職務遂行のため若干名の委員を指名し委員会を組織する。指名される委員が運営委員の場合は兼任を妨げない。但し、運営委員以外の委員を指名する場合、運営委員長の承認を必要とする。

第12条 支部

本会は下記の7支部を持つ。

支部は代表者を選出し、支部連絡委員会に支部長として所属する。

- 1) 富山支部
- 2) 石川支部
- 3) 福井支部
- 4) 岐阜支部
- 5) 静岡支部
- 6) 愛知支部
- 7) 三重支部

第13条 会議

1. 本会は、下記の会議を開催して円滑な運営を図る。
 - 1) 代表者会議
 - 2) 運営委員会会議
 - 3) 理事会会議
 - 4) 合同委員会会議
 - 5) 合同専門部会会議

その他、運営委員長が必要と認める会議。

上記会議の必要な経費の支出は、これを認めるものとする。

第14条 会計

1. 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。
 - 1) クラブ・団体からの運営規定に定める入会金・会費
 - 2) 本会が行う事業の収益金
 - 3) JMR C中部共済会からの運営管理費
 - 4) 企業、団体からの補助金・賛助金等
 - 5) その他
2. その他、特別な活動をする場合は特別会計をもって行うものとする。
3. 本会の会計年度は、前年の12月1日より同年11月末日とする。

第15条 役員の職務

1. 運営委員長
 - 1) 運営委員長は、本会を代表し会務を執行する。
 - 2) 代表者会議の議長となり会議の運営にあたる。
 - 3) 地域内に所在するクラブ・団体の活動の推進について指導する。

- 4) 本会の代表として、J A Fおよび他地区J M R Cとの交流・連絡・調整を図る。
2. 副運営委員長
- 1) 運営委員長を補佐し、事故・その他の場合はその職務を代行する。
- 2) 副運営委員長2名は、専門部会部門および委員会部門をそれぞれ担当し、担当部門の統括管理を行い本会の質的向上を図る。
3. 専門部会長
- 運営規定による。
4. 委員会委員長
- 運営規定による。
5. 事務局長
- 運営規定による。

第16条 特別委員会

本協議会において、単年度内における単一事業および処理しなければならない単一項目が発生した場合、運営委員長は運営委員会の決定により特別委員会を設置できるものとする。本委員会の委員長は、運営委員長がこれにあたるものとする。

但し、選挙管理委員会およびクラブ代表者会議実行委員会は、毎年必要な時期にこれを設置する。

第17条 事業年度

本協議会の事業年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日をもって終了する。

第18条 賞 罰

本会において賞罰が必要と運営委員会が判断した場合、これを理事会に負託し、裁定を行う。

第19条 解 散

本会の継続に重大な支障が生じた場合、解散することが出来る。

解散時に会計の決算を行い、欠損金が生じた場合は、正会員で公平に負担する。

剰余金が生じた場合は、代表者会議において有益と認められた団体にこれを寄付する。

第20条 会則の変更

会則の変更については、本会に加盟するクラブ・団体代表者からの提案を運営委員会において審議し、理事会の承認のもとに代表者会議の決定を得て行う。

第21条 細 則

本会則に定めるものの他、本会の事業の運営上必要な細則は、運営委員会の決定により別に定める。

第22条 付 則

本会則は、昭和56年8月9日より施行する。

1988年	1月29日改定
1991年	2月 3日改定
1999年	1月16日改定
2000年	1月 9日改定
2002年	1月12日改定
2004年	1月10日改定

J A F 中部地域クラブ協議会 運 営 規 定

第1条 目 的

本規定は J A F 中部地域クラブ協議会（以下、J M R C 中部という）の運営を円滑に行うことを目的とする。

第2条 運営委員会委員の選出

本会会則第8条の規定による運営委員会委員の選出は、次の事項による。

1. 次年度の運営委員の選出は、前年度の11月末日までに選出され、代表者会議の承認を得るものとする。
2. 運営委員の定員は20名とする。
 - 1) 第6条により選出された正副運営委員長
 - 2) 次年度運営委員長指名による専門部会長
 - 3) 次年度運営委員長指名による専門委員長
 - 4) 次年度運営委員長指名による事務局長
 - 5) 会則第8条の6. 7. による者

第3条 運営委員会の開催

1. 本会は運営委員会を原則として毎月開催し、その日程は代表者会議にて公表される。
但し、運営委員長は必要に応じて、臨時運営委員会を召集することが出来る。
2. 運営委員会の召集は文書にて運営委員に発送しなければならない。
但し、緊急を要する場合はこの限りではない。
3. 出席出来ない運営委員は、全権を委任した代理人を出席させることが出来る。
この場合、代理人は委任された運営委員からの委任状を運営委員長に提出することによって代理人と認められるものとする。
4. 運営委員会にオブザーバーの出席を認める。
但し、事前に運営委員長の承認を必要とする。

第4条 運営委員会の協議事項

運営委員会は次の事項についての協議・処理を行う。

1. J A F から負託された事項
2. J A F に提案すべき事項
3. 運営委員および各部会・委員会からの審議依頼事項
4. その他、必要と認められる事項

第5条 運営委員会の議決

1. 運営委員会の議決は、議決権を有する出席委員の過半数によって決する。正・副運営委員長は、議決権を有しない。
2. 可否同数の場合は、正・副運営委員長によってこれを決する。

第6条 正・副運営委員長の選出

1. 正・副運営委員長の任期は1期3年とする。
2. 運営委員長の任期の完了する年度の11月に開催する運営委員会において選挙管理委員会を設置し、選挙により正・副運営委員長を選出する。

3. 選挙管理委員会は理事会より3名の委員を選出しこれにあたる。

選挙管理委員会は会員に対して公示を行い、立候補または3会員以上の推薦者を有し本人の就任の確認が取れている被選挙人に対し運営委員会にて選挙を行う。

第7条 理事会

1. 理事長は理事会での互選とし、任期を3年とする。但し、その再選を妨げない。

2. 理事会は、下記をもって構成する。

1) 理事長

2) 正副運営委員長

3) 事務局長

4) 運営委員会推薦の運営委員経験者および学識経験者

3. 職 務

1) 原則として年間4回以上の会議を開催する。

2) 運営委員会の答申事項に対して協議し行い助言を行う。

3) 選挙管理委員会を組織し、正副運営委員長の選出を行う。

4) 運営委員会で採択された会則変更の承認を行う。

5) 運営委員会より負託された賞罰に対しての裁定を行う。

6) JMR C中部から要請の有った競技会および事業への協力を行う。

7) JMR C中部の会計監査を行う。

第8条 専門委員会委員長の職務

担当委員会を組織し、運営委員会の承認のうえ委員会活動を行う。

1. 総務広報委員会

1) 予算案の作成

2) 資産の保全、管理

3) 会則、諸規定に関する事項

4) 本会の対外的な交流・交歓および全国組織との連絡調整

5) その他、運営委員会負託事項

6) ホームページを含む社会に対する広報活動の管理運営

2. 事業企画委員会

1) 本会の目的達成の為の活動を行うに必要な企画・事業の発案、研究、実施

2) その他、運営委員会負託事項

3. 支部連絡委員会

1) 会則第5条の各県を支部とし、支部における諸問題を運営委員会に提議し、連絡調整および情報交換を行う。

2) その他、運営委員会負託事項

4. 共済会管理委員会

1) JMR C中部共済規定に基づき、共済会の運営を管理する。

2) 運用については運営委員会の決定によりこれを行う。

第9条 専門部会長の職務

1. 担当部会の運営を円滑に行うため必要に応じて部会を召集し、その議長となる。

2. 運営委員会に出席し担当部門の諸問題を運営委員会に提議し、審議・協議を行う。

第10条 専門部会委員の選出

1. 担当部会長の指名により選出し、運営委員会の承認を得るものとする。
2. 支部に専門小部会を組織し、小部会長は担当部会の委員となる。

第11条 専門部会の活動

専門部会の活動は次の通り行う。

1. 運営委員会から指示された事項の協議およびその報告
2. 協議会の活動促進および担当部門の情報交換
3. 本会を通じ、JAFモータースポーツ専門部会への意見ならびに提案事項についての協議
4. 審査委員グループは、各専門部会の協力のもとに審査委員を派遣し、競技の公正と質的向上を図るものとする。
5. その他、担当部門についての研究・活動の実施

第12条 JAFモータースポーツ専門部会委員の当協議会専門部会への出席義務

1. 本会所属のJAFモータースポーツ専門部会委員は、運営委員長の指名する当協議会専門部会への出席をするものとする。
2. JAFモータースポーツ専門部会委員は、当協議会専門部会とJAFとの情報交換を図る。

第13条 専門部会の議決

専門部会および委員会の議決は出席委員の過半数をもって決する。

但し、可否同数の場合は部会長および委員長がこれを決する。

第14条 事務局長の職務

1. 本会の目的達成の為の活動と会務の円滑な処理を行う。
 - 1) 会費の徴収および予算の執行
 - 2) 会計管理
 - 3) 会員管理
 - 4) 書類、資料等の管理保管
 - 5) 対外活動および連絡調整
2. 事務局長は事務局員を若干名指名し事務局を構成できる。

第15条 会計監査

監査は理事会がこれを行う。

第16条 入会金・会費

本会の入会金・会費は下記の通りとし、2年ごとに総務・広報委員会において見直し、運営委員会に答申するものとする。

1. 正会員

入会金	8,000円
会費 JAF登録加盟団体	<u>85,000円</u>
JAF登録公認クラブ	<u>85,000円</u>
JAF登録加盟クラブ	<u>40,000円</u>
JAF登録準加盟クラブ	<u>20,000円</u>
JMRC中部承認クラブ	<u>15,000円</u>

2. 賛助会員

会費	100,000円
----	----------

但し、年度内の昇格は差額を徴収しない。

第17条 入退会

1. 入会手続き

- 1) 加盟申請書、入会金、会費を添えて申請を行うものとする。
- 2) 事務局は書類審査のうえ、1週間以内に入会の是非を通知するものとする。
- 3) 申請内容に疑義がある場合は、運営委員会にて承認を受けるものとする。
- 4) 年度途中の入会については、入会金および会費を全額徴収する。
- 5) 3月末日までに更新を行わなかったクラブは新規扱いとする。

2. 更新手続き

- 1) 年度更新手続き期間は、12月1日から3月31日までとする。
- 2) 入会は歴年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効とし、更新の手続きは3月末日までに行うものとする。
- 3) 昇格、降格とも年度をまたいで更新する場合は、新規扱いとしない。

3. 退会手続き

- 1) 3月末日までに更新の手続きが無かった場合、3月31日付けで自動的に退会となる。
- 2) 運営委員会が退会を必要と認めたクラブについては退会とする。

4. 付 則

- 1) 新規入会の場合、入会を認められた場合に仮登録印を交付し、正登録印が交付されるまでこれを使用する。
正登録印が交付された場合、仮登録印は直ちに返却されねばならない。
- 2) 更新の場合は、更新確認の終了後に正登録印を交付する。

第18条 付 則

本規定は、昭和56年8月9日より適用する。

1988年	1月29日	改定
1991年	2月 3日	改定
1996年	1月14日	改定
1999年	1月16日	改定
2000年	1月 9日	改定
2002年	1月12日	改定
2004年	1月10日	改定
2005年	1月 8日	改定
2006年	1月13日	改定
2007年	9月16日	改定
2011年	11月 8日	改定

競技会救急安全委員規定

JAF中部地域クラブ協議会（以下「JMRC中部」という。）は、競技会の安全運営の徹底と安全意識の高揚を図るため、本規定を制定する。

第1条 目的

本規定の目的は、JMRC中部における各シリーズ戦の救急体制の充実を図り、競技会の安全性の向上に資することであり、不測の事態が発生したとき、可能な範囲で適切な応急手当を施すことができる体制を作ることにある。

第2条 適用範囲

本規定の適用を受ける競技会は、JMRC中部認定のシリーズ戦とする。

第3条 認定救急安全委員

本規定に定める認定救急安全委員とは、JMRC中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会を受講した者で、JMRC中部運営委員会が発給した有効な救急安全委員認定証を所持している者をいう。

第4条 認定講習会

前条のJMRC中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会とは、運転者等の応急手当及び救急救命を内容とした講習会で、講習時間が5時間以上であって、次の各号に示す講習会とする。

- 1) JMRC中部運営委員会の各部会、委員会及び支部が主催するレスキュー講習会
- 2) (社)日本自動車連盟が主催する講習会
- 3) 日本赤十字社が主催する講習会
- 4) 市区町村の消防本部及び消防署が主催する講習会
- 5) その他、JMRC中部運営委員会が認めたもの。

第5条 救急安全委員認定証

認定講習会を受講した者は、必要書類を添えて、JMRC中部運営委員会に救急安全委員認定証の発給を申請する。ただし、前条第1項第1号の講習会にあっては、講習会を主催した、各部会、委員会及び支部の代表者がまとめて申請することができる。

- 2 JMRC中部運営委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかに申請書を審査し、救急安全委員認定証を発給する。
- 3 第1項に定める、申請に必要な書類とは、申請書と認定講習会主催者が発行した、受講終了証等の受講を証明できるものをいう。
- 4 JMRC中部運営委員会は、認定講習会の主催者、若しくは講習会の講師が所属する団体等が発行した受講終了証等をもって、救急安全委員認定証に代えることが出来る。
- 5 JMRC中部運営委員会は、前項の規定により受講終了証等を救急安全委員認定証と認めた場合は、その旨を公表するものとする。

第6条 有効期間

救急安全委員認定証の有効期間は次のとおりとする。

- 1) 第4条第1項第1号の講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効期間は、受講した日から2年間とする。
- 2) 第4条第1項第2号から第5号までの講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効

期間は、受講した日から1年間とする。

第7条 JMR C中部運営委員会の責務

JMR C中部運営委員会は、救急安全に関する講習会を、年に1回以上開催しなければならない。

第8条 オーガナイザーの責務

オーガナイザーは、主催する競技会に認定救急安全委員を選任しなければならない。

第9条 氏名の公表

JMR C中部運営委員会は、救急安全委員認定証を発給した者の氏名を公表する。

2 オーガナイザーは、競技会の公式プログラム、特別規則書、若しくは、公式通知によって、当該競技会の認定救急安全委員の氏名を公表しなければならない。

第10条 競技会審査委員会による確認

競技会審査委員会は、当該競技会に選任されている認定救急安全委員が有効な救急安全委員認定証を所持していることを確認しなければならない。

第11条 医師等の特例措置

医師、看護師、救急救命士の有資格者は、認定救急安全委員とする。

2 前項の認定救急安全委員には、救急安全委員認定証の所持を免除する。

第12条 救急安全委員認定証の再発行

救急安全委員認定証を紛失した者は、JMR C中部運営委員会に救急安全委員認定証の再発行を申請することができる。

2 前項の規定により救急安全委員認定証の再発行の申請があった場合、JMR C中部運営委員会は、残りの有効期間について救急安全委員認定証を再発行する。

第13条 罰 則

JMR C中部運営委員会は競技会に認定救急安全委員を選任しなかったオーガナイザーを公表する。

第14条 本規定の施行

本規定は、2005年1月8日から施行する。

2005年 1月 8日制定

JAF中部地域クラブ協議会共済規定

1986年 9月23日制定
1986年11月 1日適用
1987年 1月 1日施行
1999年 1月16日改定
2000年 1月 9日改定
2007年 9月16日改定
2008年 1月 1日施行

JAF中部地域クラブ協議会（以下、JMRC中部という）は、本会に加盟するクラブ・団体の所属員の福利厚生のために、JMRC中部共済（以下、共済という）を設け、本規定をもって運用する。

第1章 総 則

第1条 目 的

本共済の目的は次のとおりとする。

1. JAF公認競技会における共済加入者の人身事故に対する救済。
2. JAF公認競技会における共済加入者の社会的権利と地位に関する救済。
3. JMRC中部の自主性維持。

第2条 対象者

本共済会は、JMRC中部に加盟するクラブ・団体の所属員とし、JAFより発給された自動車競技に関わる当該年度の許可証所持者とする。

但し、JAF発給の競技許可証未証所持者は、四輪自動車運転許可証の所持者とする。

第3条 運用と適用

本制度の運用と本規定の適用については次に従う。

1. 本制度の運用はJMRC中部運営委員会（以下、運営委員会という）が行う。
2. 本制度による給付は申請に基づき運営委員会が行う。
3. 本制度の運用と管理は運営委員会が行う。

第4条 適用資格の有効期間

有効期間は年会費の支払いを行った時より当該年度の12月31日までとする。

第2章 財 務

第5条 財 源

本制度の財源は、2007年11月30日をもってJMRC中部が保有する基金および基金運用による収入とする。

第6条 拠出金

拠出金の徴収は行わない。

第7条 給付の制限

本共済会は公的セーフティネットに入っていないため、給付金額が共済会基金を上回った場合は

給付できないことを予め承知しなければならない。

第8条 共済会基金

基金の使途は次によって行う。

1. 人身事故・地位保全に対する給付。

第3章 給 付

第9条 人身事故への給付

第1条の第1項に関する給付の最高限度額ならびに対象競技会は、別に定めるJMR C中部共済給付細則（以下、給付細則という）に定める。

第10条 地位保全への給付

第1条の第2項に関する給付の最高限度額ならびに対象競技会は給付細則に定める。

第11条 協議会の自主性に関わる給付

第1条の第3項に関わるもので第3条の第1項に従う。

第12条 給付の対象

共済の給付を受ける者は次のとおりとする。

1. 第9条による場合は次のとおりとする。
 - 1) 死亡の場合：あらかじめ本人が定めた受取人または法定相続人。
 - 2) 死亡以外の場合：本人
2. 第10条による場合：本人
3. 第11条による場合：JMR C中部

第13条 給付請求の方法

第9条・第10条による給付を受けようとする者は、事故発生後14日以内に事故の内容を報告し、かつ、3ヶ月以内に給付の請求を行わなければならない。

給付請求に関するその他の事項は給付細則に定める。

第4章 改 定

第14条 本規定の改定

本規定の改定は、JMR C中部クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

第5章 施 行

第15条 本規定の施行

本規定は昭和62年度に関して発給される許可証より適用し、その公布は昭和61年9月23日をもって行い、昭和61年11月より取扱いに関する一部を実施し、昭和62年1月1日をもって施行する。

以上

JMRC中部共済 運営要項

1986年 9月23日制定
1986年11月 1日適用
1987年 1月 1日施行
1995年12月 9日改定
1998年12月 6日改定
1999年11月 7日改定
2000年 2月 1日改定
2007年 9月16日改定
2008年 1月 1日施行

JAF中部地域クラブ協議会共済規定（以下、規定という）に基づき以下の要綱を定め運営する。

第1条 共済会への加入

対象者は共済規定第2条に定める者とし、次の条件を満たした者とする。

1. 加入者の所属するクラブ・団体が当該年度、JMRC中部に加盟していること。
2. JMRC中部に加盟するクラブ・団体に30日以上在籍する所属員であり、当該クラブ・団体によってJMRC中部に登録申請された者とする。

第2条 適用資格の有効期間

共済規定第4条に関する要項

1. 所属するクラブ・団体がJMRC中部への加盟（新規・更新）手続きを完了し、所属員の登録申請を行った日付より当該年度の12月31日までを有効期間とする。
2. 前年度において、当該クラブ・団体が加盟手続きを完了する間を猶予有効期間とする。
但し、最大猶予有効期間は、当該年度の3月31日までとする。

第3条 運営要項の改定

本要項の改訂は、JMRC中部運営委員会の過半数の賛成を必要とする。

第4条 補則規定

基金の保全と健全な運用を計り、管理の明確化を目的として、下記の規定を定める。

1. 基金の保全と運用
 - 1) 基金の保全は、元金保証ファイナンス口座の預け入れによりこれを行う。
 - 2) 運用は管理委員会で計画を立案し、運営委員会の承認のもとにこれを行う。
2. 基金の管理
 - 1) 管理委員会は、帳簿を作成し入出金を管理する。
 - 2) 出金は、運営委員会の要請に基づき出金申請書を作成し、運営委員長の許可の元に事務局がこれを行う。
 - 3) 管理委員会は、収支報告を行う。
3. 基金保全に関する印鑑、証書類の管理
 - 1) 印鑑は運営委員長がこれを管理する。
 - 2) 証書類は管理委員長がこれを管理する。
 - 3) 出納関係書類は事務局長がこれを管理する。
4. 会計処理
 - 1) 共済会の会計年度は、12月1日より翌年の11月30日までの1年間とする。
 - 2) 管理委員会は、12月開催の運営委員会に決算報告を行う。
決算報告には帳簿、関係証書類、保全および運用口座の残高証明の添付を必要とする。

以上

JMRC中部共済 給付細則

1986年 9月23日制定
1986年11月 1日適用
1987年 1月 1日施行
1995年12月 9日改定
1996年11月 4日改定
1998年12月 6日改定
1999年11月 7日改定
2007年 9月16日改定
2008年 1月 1日施行

JAF中地域クラブ協議会共済規定（以下、規定という）に基づき、以下の細則を定め給付を行う。

第1条 人身事故への給付

規定9条に定める人身事故への給付は、次のとおりとする。

1. 同一人に対し、同一年度内の給付最高限度額は500万円とする。
2. 給付の区分は、500万円を100%として別表1の共済給付区分表に定める。
3. 対象競技会は、JAFによって公認され、かつ国内で開催されたものとする。
4. JMRC中部承認イベントおよびJAF発給の競技許可証未所持者が給付の対象となった場合の最高限度額は500万円とする。その給付の区分は500万円を100%として別表1の給付区分表に定める。
5. 本共済会は公的セーフティネットに入っていないため、給付金額が共済会基金を上回った場合は給付できないことを予め承知しなければならない。

第2条 規定第10条に定める地位保全への給付は次のとおりとする。

1. 給付はその都度、運営委員会によりその額を決定する。
2. 対象競技会はJAFに公認され、かつ国内で開催されたものとする。

第3条 給付請求の方法

給付の請求は、別に定める書式によって、当該主催クラブまたは本人よりJMRC中部事務局に提出して行う。尚、申請書類は次のものを用意しなければならない。

1. 申請書：記載項目を全て記入した所定の申請書。
2. 添付書類：許可証、診断書またはその写し。
3. その他：審査の段階で必要とされたもの。

第4条 改 定

本細則の改訂は、JMRC中部運営委員会の過半数の賛成を必要とする。

以上

別表1 給付区分表

1. 死 亡 100%
(死亡には該当する事故を原因として3ヶ月以内に死亡した物を含む)
2. 目の障害
 - 1) 両目が失明したとき 100%
 - 2) 1眼が失明したとき 60%
3. 耳の障害 両耳の聴力を全く失ったとき 80%
4. 咀嚼・言語の障害
 - 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき 100%
5. 腕（手関節より上半をいう）、脚（足関節より上部をいう）の障害
 - 1) 1腕または1脚を失ったとき 60%
 - 2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき 50%
6. その他、身体の著しい障害により終身自用を弁ずることが出来ないとき 100%
7. 給付区分の50%未満は、その都度運営委員会により額を決定する。
尚、その給付は、別表2の共済区分表に定める。

別 表 2 給付区分表

区分	後遺障害	給付金
①	1. 両眼の視力が0,1以下になったもの。 2. 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの。 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ、大声を解することが出来ない程度になったもの。 4. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話し声を解することが出来ない程度になったもの。 5. 脊柱に著しい奇形または運動障害を残すもの。 6. 1上肢の3大関節中、2関節の用を廃したもの。 7. 1下肢の3大関節中、2関節の用を廃したもの。 8. 1手の5の手指または親指および人差指を含み4の手指を失ったもの。	170万円
②	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0,6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40cm以上の距離では、普通の話し声を解することが出来ない程度になったもの。 3. 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話し声を解することが出来ない程度になったもの。 4. 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服する事が出来ないもの。 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服する事が出来ないもの。 6. 1手の親指および人差指を失ったもの、または親指もしくは人差指を含み3以上の手指を失ったもの。 7. 1手の5の手指又は親指及び人差指を含み4の手指の用を廃したもの。 8. 1指をリスフラン関節以上で失ったもの。 9. 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの。 10. 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの。 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの。 12. 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 13. 両側の睾丸を失ったもの	140万円

③	1. 1眼が失明または1眼の視力が0,02以下になったもの。 2. 脊柱に運動障害を残すもの。 3. 1手の親指および人差指または親指もしくは人差指を含み3以上の手指の用を廃したもの。 5. 1下肢を5cm以上短縮したもの。 6. 1上肢の3大関節中、1関節の用を廃したもの。 7. 1下肢の3大関節中、1関節の用を廃したもの。 8. 下肢に仮関節を残すもの。 9. 下肢に仮関節を残すもの。 10. 1足の足指の全部を失ったもの。 11. 脾臓または1側の腎臓を失ったもの。	100万円
④	1. 両眼の視力が0,6以下になったもの 2. 1眼の視力が0,06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの。 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの 7. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話し声を解する事が出来ない程度になったもの 8. 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することが出来ない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話し声を解する事が困難になったもの 9. 1耳の聴力を全く失ったもの 10. 神経系統の機能または精神に障害を残し、服する事が出来る労務が相当な程度に制限されるもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服する事が出来る労務が相当な程度に制限されるもの 12. 1手の親指を失ったもの、人差指を含み2の手指を失ったもの、または親指および人差指以外の3の手指を失ったもの 13. 1手の親指を含み2の手指の用を廃したもの 14. 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15. 1足の足指、全部の用を廃したもの 16. 生殖器に著しい障害を残すもの	80万円
⑤	事故により連続して7日以上入院したとき、1日目から180日の範囲内とする。	1日 3000円
⑥	事故により7日以上通院したとき、1日目から90日の範囲とする。 但し、就業不能状態の日数を限度とする。	1日 1500円

以上

クローズド競技会開催における登録・共済適用申請に関わる基準

JMRC中部共済は、JAF公認競技会およびクローズド競技会における共済加入者の人身事故に対する救済を目的として運用しています。これを管理するJMRC中部運営委員会は、共済が適用されるJAF公認競技会、クローズド競技会の全てをあらかじめ把握し管理するため、クローズド競技会を開催する場合は、下記に従って登録および、または適用申請するものとします。

尚、前年度のカレンダー登録調整会議日に登録された場合は、JMRC中部の発行する共通規則書、公式サイト等の公式カレンダーに掲載します。

1. コース公認の無い会場を使用するクローズド競技会の場合

適用申請する場合は、次に従って申請を行ってください。申請が無い場合や申請期日に間に合わなかった場合は適用されません。

1) 申請期日: 前年度のカレンダー登録調整会議日に申請・登録すること。

または、開催日の2ヶ月前までに申請・登録を行うこと。

2) 申請先: JMRC中部事務局

3) 申請用紙: 所定の申請書および本会が提出を依頼したもの

2. コース公認の有る会場を使用するクローズド競技会の場合

適用申請は不要とします。ただし、必ず登録申請を行ってください。

1) 登録期日: 前年度のカレンダー登録調整会議日に登録すること。

または、JAFに開催届出を行うと同時に登録すること。

2) 登録先: JMRC中部事務局

3) 登録用紙: 所定の用紙

3. JAF公認競技会およびJAF公認競技会にクローズド部門を併設する場合

JAFにカレンダー登録された競技会に併設する場合は、登録申請を不要とします。

4. 追加開催・日程変更・会場変更を行う場合

前記に準じて申請・登録を行ってください。

5. 競技保険等

1) JMRC中部タイトル戦の場合は、以下を義務付けとします。

＊スピード行事の場合

競技保険を含み、地方競技開催に必要な国内競技規則付則の「自動車競技の組織に関する規定」の第4条から第8条までを満足すること。

＊ラリー競技の場合

国内競技規則付則の「ラリー競技会組織に関する規定」を満足すること。

2) シリーズで行うクローズドイベント(スピード行事)

全ての競技に競技保険を備えること。地方競技開催に必要な国内競技規則付則の「自動車競技の組織に関する規定」の第4条から第8条までを満足するよう強く推奨する。

6. その他の事項については運営委員会にて審議、決定するものとする。

以上

JMRC中部共済適用 承認イベント申請基準

JMRC中部は、モータースポーツ活動の振興と安全の高揚を目的としたイベントにおける会員の人身事故を救済するため、本会が承認するイベントに限り、JMRC中部共済の適用を可能とします。

ただし、JMRC中部共済の適用を受ける場合は、申請・審査・承認の手続きが必要です。

尚、当該イベントが著しく競技性を有する場合は、JAF公認競技(クローズド格式以上)で開催してください。JMRC中部共済の適用申請にあたっては以下の点にご留意ください。

●申 請

1. 主催者

JMRC中部に加盟する正会員(クラブ・団体)またはJMRC中部専門部会／委員会とします。

2. 参加者の募集

メディア・公式サイト・郵送等により告知され、公募するイベントであること。

3. 申請書および添付書類

所定の申請書・イベントの告知文書および本会が提出を依頼したもの。

4. 申請期日、方法

開催日の1ヶ月前までに郵送または手渡し。(Fax または e-mail での仮受付可)

5. 給付の対象者

正会員の所属員(クラブ員)とします。

共済会に登録されていないクラブ員は、開催日までに必ず登録を行ってください。

6. 対象範囲

受付から終了時までのイベント会場敷地内におけるイベントに関わる事故。

7. 最高給付限度額

承認イベントでの最高給付限度額は500万円です。

8. 申請書類の送付先

〒485-0023

愛知県小牧市北外山1837番地1

JMRC 中部事務局 武山 策弥

Tel(0568)27-7522 Fax(0568)73-8515

以上

JMRC中部共済会加入とクラブ印のお話し

団体加入です。

JMRC中部共済会は、個人加入が出来ません。「団体加入」になりますので貴方が所属するクラブから共済会に登録申請してください。

登録が必要です。

クラブが貴方を登録申請することによって、共済会に加入したことになります。登録申請が無い場合は、未加入あつかいになりますのでご注意ください。

有効期間は？

有効期間は、登録申請日からその年の12月31日までです。
ただし、年度が変わってもすぐにクラブ更新が出来ない場合を考慮して、前年度に加盟実績のあるクラブは、新年度の3月31日まで猶予有効期間を設けています。

ライセンス未所持者も加入できますか？

はい、出来ます。
加盟クラブに所属するクラブ員であれば加入できます。ただし、四輪運転免許証所持者に限ります。その場合の加入証明は、運転免許証をコピーして、その裏面に「JMRC中部登録クラブ印」を捺してください。

いつでも登録できるのですか？

はい、出来ます。
年度登録、追加登録する場合は、郵送して登録してください。
緊急を要する場合は、例外的処置として、前日の24時までにはFAX登録も可能です。もちろん、後日正式書類を郵送してください。

競技会での加入証明は？

参加申込書に「JMRC中部登録クラブ印」が捺してあれば「加入証明」になります。
また、競技会で参加受付確認時に「ライセンス裏面」に捺してあるかどうかチェックします。将来的には皆さんに会員証を発行する予定です。

更新中でクラブ印がまだ無いのですが？

年度更新の手続き中などで「JMRC中部登録クラブ印」が無い場合は、新ライセンスと「クラブ印の有る旧ライセンス」の両方を提示してください。
この方法は、3月31日までの参加申込や競技会に参加をする場合に有効ですが、4月の競技会参加時に、新ライセンスに「クラブ印」が無いとNGになります。

クラブ員登録申請書は？

既存の物でしたらJMRC中部のホームページに有ります。
必要事項が記載して有れば自作の物でも構いません。

JMRC共同共済規程

本規定はJMRC全国協議会会則に基づき本規定を定める。

第1条 (名 称)

本会は、JMRC共同共済会と称する。

第2条 (目 的)

本会は、JMRC全国協議会の専門委員会として全国各JMRC共済会との連絡・調整・融和・相互扶助を図り、JAFモータースポーツ機構との関連のもとに、我が国のモータースポーツの振興に寄与することを目的とする。

第3条 (会 員)

本会は、全国各JMRCを会員とする。

なお、会員とは、JMRC全国協議会会則、第3条に定められた会員とする。

第4条 (事務局の所在地)

東京都に置く。

第5条 (財 源)

本会の財源は、第3条に定める会員による預かり金、会費、補助金、寄付金及び、その他の収入(利子を含む)による。

第6条 (預かり金)

預かり金の額、及びこれに関するその他の項目は、JMRC共同共済細則によって定める。

第7条 (運 営 費)

本会の運営に関わる経費は、第5条より負担する。

第8条 (入会及び継続)

入会は、本会加盟申請届と預かり金を、本会宛に提出した事により入会とする。また、会員から文書でもって退会の申出がない場合は自動的に継続される。

1. 預かり金は、第13条により退会される場合には返還されるが、その時点にて、退会する会員に債務がある場合、それらを精算して利息をつけずに返還される。(年度内の退会は出来ない。)

第9条 (会員の義務)

会員は、分担金を負担する義務を要する。

1. 分担金は第11条による支払いが生じた時、前年度末のJAFライセンス所持者全員を分母とし、各会員の前年度末のJAFライセンス所持者数の構成比でもって按分しそのつど給付金を分担するものとする。

第10条 (役 員)

本会は、委員長、副委員長、委員、監査により構成される。

1. 委員長は、本会の代表とする。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に不測の事態が有る時はその職務を代行する。
2. 委員の選任はJMRC全国協議会会則、第19条による。
3. 各役員の任期は、毎年1月1日もしくは選任された日からその年の12月31日までとする。

第11条 (活 動)

本会は、第2条の目的を達成する為に、次に挙げる活動を行う。

1. 相互扶助に関する事項

本会会員に所属する共済加入者が①、②に参加し、死亡(不具廃疾)、事故(社会的地位を脅かされた場合を含む)に対して各会員が給付金を支払う場

合、分担金によって、これを別に定める細則に従い支払う。

① J A F公認競技会（スピード行事公認コース使用の届出クロード競技を含む）。

②

1) スピード行事の全日本選手権、J A Fカップ、全国オールスター、東日本・西日本フェスティバルの当該オーガナイザーが競技会の為に実施される、練習会、テストラン。

2) ラリー競技会の公式レッキ（オフィシャルのコース管理下に於いて行われるレッキで、公式タイムスケジュールに記載されたもの。）

3) 全国運営委員長会議で決定された、全国規模のJ A F公認競技会。

第12条（会 議）

本会は、下記により会議をもって運営する。

1. 会議は役員定例会議を原則として年1回以上開催し、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
2. 会議は委員長が招集し、議長となる。
3. 議決は会員の3分の2以上（委任状出席も含む）が出席し、出席者（議決権は各J M R Cを1票とする）の3分の2以上の同意をもって決定する。

第13条（退 会）

1. 会員のJ M R Cが解散した時。
2. 会員が文書をもって、本会に退会届を提出し本会によって審議され、J M R C全国協議会会則、第1章、第5条により決定された時。

第14条（会員資格の取消と除名）

本会はいかなる場合も本規程に反し、本会が不利益を受けた場合、会員資格の取消あるいは除名の妥当性について審議し、J M R C全国協議会会則、第1章第6条に上申する権限を保有する。

第15条（規定の変更）

本規定の変更は、規定第12条の会議において審議され、その出席者の3分の2以上の同意を得た場合、J M R C全国協議会会則、第4章、第18条に上申する事が出来る。

第16条（細 則）

本規定に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な細則をJ M R C全国協議会会則、第4章、第18条により、別に定める。

第17条（解散及び残金財産の処分）

本会は、規定第12条の会議において解散及び解散の時に在する残金財産の処分について審議し、J M R C全国協議会会則、第4章、第18条に上申する事が出来る。

第18条（本会の年度）

本会は、1月1日より12月31日までを一期とする。

1996年	11月	1日	制定適用
1997年	1月	1日	施行
2000年	1月	1日	改定施行
2006年	1月	1日	改定施行
2009年	6月	1日	改定施行

以上

JMRC 共同共済細則

本会は、JMRC 共同共済会規定（以下規定）に基づき細則を定める。

第 1 条 （預かり金）

預かり金の額は 1 会員につき、金 1,250,000 円とする。

第 2 条 （給付金細則）

1. 規定第 11 条における、給付金最高限度額は同一年度内で給付対象者 1 名に付 1,000 万円とする。同一年度内とは、対象者が各会員の共済会に加入した年の 1 月 1 日、もしくは加入時よりその年の 12 月 31 日までとする。
2. 給付金の金額は、規定第 12 条に定める会議で JMRC 共同共済細則（以下細則）第 4 条に基づき決定する。
3. 対象範囲は、規定第 11 条による。但し、②③に於いては、該当日の 1 週間前迄に、会員事務局より、本共済事務局に内容及びタイムスケジュールを通知し、承認を受けなければ成らない。
4. 第 2 条—3 以外の催事、行事（走行会、講習会、練習会等）における事故は給付金の対象範囲としない。但し、全国協議会において事例に応じて検討し、見舞金を支払う場合がある。

第 3 条 （給付金請求の方法）

1. 給付金の請求は、別に定める書式によって、対象者が所属クラブを通じ当該主催クラブの証明を添え当該会員より本会に提出される。
（事故発生後 90 日以内に {共同共済給付金申請書} が提出されたものに限る。
第 4 条 3. は、この限りではない。）
2. 給付金の請求に関して、細則第 5 条—2 により仮払いの請求ができる。

第 4 条 （給付金区分）

1. 別表 1 に定められ、そのつど本会で審議され決議される。
2. 別表 1 に定められている項目に複数該当する場合には、最上位を適用する。
3. 社会的地位を脅かされた場合（モータースポーツ界が不利益を被るおそれがある時）本会の審議により決議される。
4. 別表 1 に示されない障害（50%未満）については、本会は支払わないものとする。

第 5 条 （給付金支払い及び給付金仮払い）

1. 別表 1 に定められる給付金区分 1—1 に於いては、会員より請求があり給付決定後、速やかに会員に支払われる。
2. 別表 1 に定められる給付金区分 1—2 及び、給付金区分 2 から給付金区分 6 のいずれかに、明らかに認定される場合には、会員は仮払い請求をすることができる。
3. 対象者の給付金区分の認定は、当該事故後 180 日をもって本会で決議され、認定された給付金区分に該当する給付金が支払われるものとする。
4. 対象者の給付金区分の認定が、当該事故後 180 日をもっても決議できない場合は、最終決議を当該事故後 300 日とする。

第 6 条 （運営上の細則）

1. 本会運営については、預かり金の利息で運営するものとする。但し、不足が出る場合、規定第 12 条にて決定する。

2. 規定第12条(2)の事項の場合は、会議費用は等分され会費にて各会員の共済会が負担するものとする。
3. 本会を代表して他の団体に出席の場合、経費は本会がもつものとする。

1996年11月1日	制定適用
1997年1月1日	施行
1998年1月1日	改定施行
1999年6月22日	訂補
2000年1月1日	改定施行
2001年1月1日	改定施行
2006年1月1日	改定施行
2009年6月1日	改定施行

以上

別表1（給付区分表）

給付金区分－1・・・100%

- 1) 死亡
- 2) 当該する事故を原因として90日以内に死亡したもの

給付金区分－2・・・100%

- 1) 両眼が失明したもの
- 2) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6) 両上肢の用を全廃したもの
- 7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8) 両下肢の用を全廃したもの
- 9) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることが出来ないもの

給付金区分－3・・・80%

- 1) 1眼が失明したもの
- 2) 両眼の視力が0.02以下になったもの
- 3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- 4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- 5) 両上肢を腕関節以上で失ったもの
- 6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 7) 両耳の聴力を全く失ったもの

給付金区分－4・・・70%

- 1) 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
- 2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- 3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- 4) 両手の手指の全部を失ったもの

給付金区分－5・・・60%

- 1) 両眼の視力が0.06以下になったもの
- 2) 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
- 3) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 4) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 5) 両手の手指の全部の用を廃したもの
- 6) 両足をスリフラン関節以上で失ったもの

給付金区分－6・・・50%

- 1) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
- 3) 1上肢を腕関節以上で失ったもの
- 4) 1下肢を足関節以上で失ったもの
- 5) 1上肢の用を全廃したもの
- 6) 1下肢の用を全廃したもの
- 7) 両足の足指の全部を失ったもの

2000年1月1日 施行
以上

JMRC中部ラリー互助会 《規約》

第1条 目的

JAF中部地域クラブ協議会（以下JMRC中部という）はラリー競技会の振興を図るため、相互扶助制度を設ける。

第2条 名称

JMRC中部ラリー互助会（以下互助会という）とする。

第3条 対象者

ラリー競技会に参加するドライバーが、JMRC中部に加盟するクラブの所属員であること。必ず、JMRC中部事務局に当該年度の所属員として登録申請されていること。

第4条 互助会への加入

各自、互助会申し込み専用の振込用紙にて5,000円の会費（1大会毎の掛け捨て）を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。また、大会公式参加受付時にその領収書を提示すること。

第5条 適用イベント

JAF中部近畿ラリー選手権およびJMRC中部が認めた競技会に適用する。

第6条 補償内容（対人）

当該ラリー競技中（レッキを含む）に発生した、ドライバー本人が加害者となる対人身事故（死亡・重度障害）に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、保険および共済会との重複給付は行わない。

第7条 補償内容（対物）

当該ラリー競技のSS中に発生した、ドライバー本人が加害者となる対物損事故に対して、1事故200万円（免責10万円）を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。

第8条 事故報告

事故報告はドライバー本人が事故発生後30日以内に行うこと。事故報告書（発生時の現場詳細図および発生状況説明書）をJMRC中部に提出すること。ドライバーが報告できない場合は、所属クラブ員が行うこと。

第9条 給付

事故報告書を基に発生状況を調査の上、運営委員会の承認を得て給付されるものとする。

第10条 施行

2012年3月6日より施行する。

2012年1月7日 制定